

「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案について

平成31年2月22日（金）
第73回公文書管理委員会資料
内閣府大臣官房公文書管理課

経緯

資料2-1

「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議）に基づき、各府省等に設置される「**公文書監理官**」について、その位置付けを「**行政文書の管理に関するガイドライン**」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）及び各府省等の**行政文書管理規則に反映し、文書管理に関する体制整備の明確化を図る。**

＜「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議）（抄）＞
各府省において、総括文書管理者の機能を分担し、各府省における行政文書の管理及び情報公開の実質責任者となる「**公文書監理官（仮称）**」（「各府省CRO」と通称）を大臣官房等に設置する。公文書監理官は審議官級など、適切なチェック機能が働くクラスとする。
また、公文書監理官の下に、府省内の行政文書の管理及び情報公開への対応の適正性や統一性を確保するため、「**公文書監理官室（仮称）**」を設置する。これらの各府省における体制整備について、平成31年度に必要な措置を講ずる。それに先立ち、今夏に、大臣官房審議官等の中から「**公文書管理担当**」を職務発令する。（略）

ガイドライン改正案の主な内容

＜ガイドライン本則＞ →各府省等の行政文書管理規則に反映される

- 各府省等の組織令等において規定される「**公文書監理官**」について、当該府省等の行政文書管理規則において位置付ける。
（本省の公文書監理官と共同設置する場合、当該外局の規則改正は任意）
- 公文書監理官は、**総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。**
- 従前より規定されている「**副総括文書管理者**」について、現行の**総括文書管理者**に加え、原則、**公文書監理官についても補佐するものとする。**

＜留意事項＞ →各府省等の行政文書管理規則に反映されない

- 公文書監理官のサポート体制として、「**公文書監理官室**」等を設置。
- 「**公文書監理官**」は、関係府省庁申合せに基づき、**公文書管理に係る通報に関する事務を行うこととし、当該行政機関の職員等からの通報を一元的に受け付ける窓口機能**を果たす。
- 従来は業務監査部門の課長を充てることとされた「**監査責任者**」について、**公文書監理官室等の課長**を充てることを原則とする。

今後のスケジュール（案）

＜ガイドライン改正＞

- ・ 2月22日（金）公文書管理委員会
→委員会了承後、決裁手続

＜各府省の行政文書管理規則改正＞

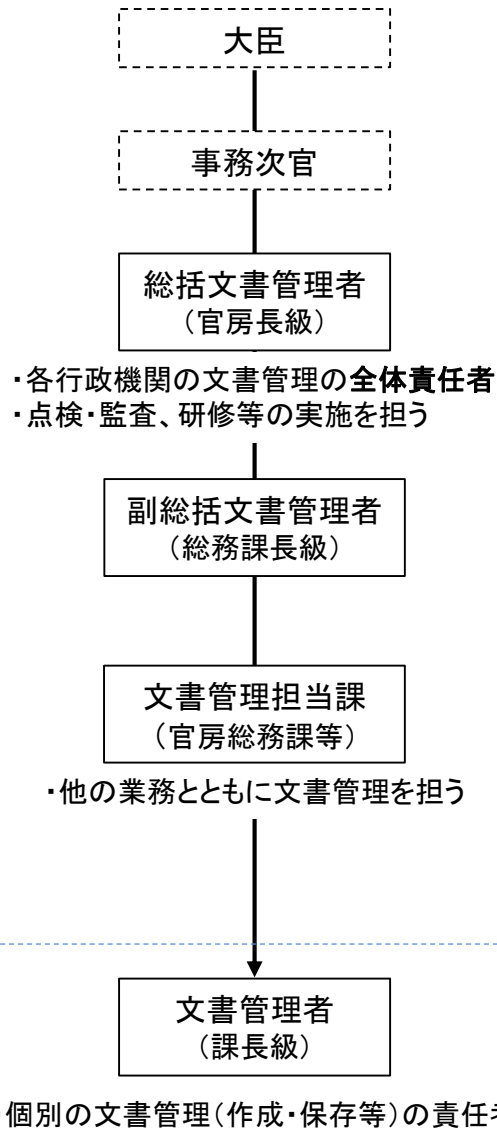
（公文書監理官の設置が4/1の場合）

- ・ 3月中旬 規則改正案 提出
- ・ 3月下旬 公文書管理委員会へ諮問
- ・ 3月末 同委員会から答申
→総理の同意公文発出
→各府省等で規則改正
- ・ 4月1日（月）改正規則 施行

※ 公文書監理官の設置が4/1以外の府省等については上記スケジュールによらない可能性あり

各府省等における体制整備（本省におけるイメージ）

体制整備前



体制整備後

